

高知大学医学部附属病院輸血・細胞治療部規則

平成 28 年 1 月 12 日
規 則 第 59 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、輸血・細胞治療部の運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 輸血・細胞治療部においては、次の業務を処理する。

- (1) 輸血・細胞治療等に関連する検査及びその記録に関すること。
- (2) 血液成分等の採取、処理及び保管等に関すること。
- (3) 輸血・細胞治療の方法と適応に関すること。
- (4) 輸血・細胞治療に伴う事故や副作用・合併症の把握方法と対策に関すること。
- (5) 輸血・細胞治療に伴う諸検査等の教育研究に関すること。
- (6) その他輸血・細胞治療に関すること。

(運営委員会等)

第 3 条 輸血・細胞治療部の運営に関し必要な事項を審議するため、輸血・細胞治療部運営委員会を置く。

2 輸血・細胞治療法等に関する事項を審議するため、輸血・細胞治療委員会を置く。

3 前 2 項に規定する輸血・細胞治療部運営委員会及び輸血・細胞治療委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、輸血・細胞治療部の運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。